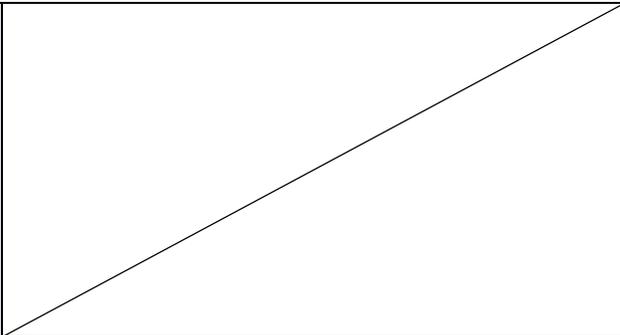


国の成果目標見直しの概要	第6期伊賀市障がい福祉計画	《参考》第5期伊賀市障がい福祉計画
<p>①施設入所者の地域生活への移行【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域移行者数：R元年度末施設入所者の6%以上 施設入所者数：R元年度末の1.6%以上削減 	<p>第5期計画の期間中、支援者への地域移行啓発や本人への聴き取り調査、情報提供などの取り組みを行ったが、移行者数達成したものの削減数未達成。移行後の生活への不安が障がい者・保護者ともにありさまざまな視点から移行を進める必要がある。</p> <p>第5期計画の取組から国基準で目標設定する。</p> <p>【目標値】 移行者数：5人 削減数：2人</p>	<p>第4期計画の期間中、支援者への地域移行啓発や本人への聴き取り調査、情報提供などの取り組みを行ったが、目標値未達成。本人の意思決定支援、社会資源や家族理解が不足していることが課題。</p> <p>第4期計画の取組と施設への調査結果から国基準で目標設定する。</p> <p>【目標値】 移行者数：7人 削減数：2人</p>
<p>②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 (各圏域又は各市町村) 退院後1年以内の地域での生活日数を上昇させる 	<p>伊賀圏域体制で保健・医療・福祉関係者が精神障がい者に対応した協議の場を設置している。</p> <p>【目標値】 伊賀圏域で継続して1か所設置 年6回以上協議</p>	<p>以前より伊賀圏域体制で保健・医療・福祉関係者が精神障がい者に対応した協議の場を設置している。</p> <p>【目標値】 伊賀圏域で継続して1か所設置</p>
<p>③-1 福祉施設からの一般就労への移行等【見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般就労への移行者数：R元年度の1.27倍 就労移行支援事業所からの就労移行率1.30倍 就労継続支援A型事業所からの就労移行率1.26倍 就労継続支援B型事業所からの就労移行率1.23倍 	<p>第5期計画期間中、障害福祉サービス事業所連絡会や企業向けの研修会などを開催し、情報共有や一般就労への啓発に取り組んだものの、目標値未達成。また、就労移行支援事業所が2事業所減少したことが課題。</p> <p>移行者数は、実績から国基準以上の目標設定とする。</p>	<p>第4期計画期間中、障害福祉サービス事業所連絡会や企業向けの研修会などを開催し、情報共有や一般就労への啓発に取り組み、目標達成。障がいのある人と企業の求めることの相違により、求人率は増加しているが一般就労に繋がっていない現状が課題。事業所利用者数は、実績から国基準以上の目標設定とし、その他については国基準とする。</p>

	<p>【目標値】</p> <p>移行者数：11人 1.37倍</p> <p>就労移行 1.30、A型 1.26、B型 1.23</p>	<p>【目標値】</p> <p>移行者数：16人 事業所利用者数：25人</p> <p>事業所移行率：3か所（60%）</p>
<p>③-2 就労定着支援事業の利用者数及び定着率</p> <p>【見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業等を通じて移行する者のうち7割が就労定着支援事業を利用する 就労定着支援事業の就労定着率が8割以上の事業所数が全体の7割以上 	<p>第5期計画期間中、就労定着支援事業利用開始から1年後の職場定着率は目標達成。事業所数も徐々に増加し、利用者が増えており、一般就労移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用し就労定着が図られるよう取り組みます。</p> <p>【目標値】</p> <p>就労定着支援事業所数 4か所</p> <p>うち就労定着率が8割以上の事業所数 3か所</p>	<p>第5期計画期間とともに開始された就労定着支援事業を開始した。就労定着支援事業利用者のうち利用開始1年後も職場に定着している人数の割合</p> <p>【目標値】</p> <p>就労定着支援事業利用者のうち1年後も職場に定着している人数の割合80%以上</p>
<p>④地域生活支援拠点等が有する機能の充実【見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町村又は各圏域に少なくとも1か所整備し、年1回以上運用状況を検証、検討する 	<p>第5期計画期間中に面的整備が整いました。今後は、5つの機能の充実を図ります。また、機能充実のため、運用状況検証等を障がい者地域自立支援協議会において実施。</p> <p>【目標値】</p> <p>年1回以上検証</p>	<p>第4期計画期間中、伊賀市・名張市・三重県など関係機関で協議を行い、課題等の抽出を行った。</p> <p>【目標値】</p> <p>平成31年度末伊賀圏域内で2か所整備 平成32年度を検証の年とする。</p>
<p>⑤相談支援体制の充実【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町又は圏域において相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する 	<p>【目標】</p> <p>障がい者地域自立支援協議会専門部会を活用し、相談支援専門員のスキルアップを図るとともに、2018（平成30）年度に整備した基幹相談支援センターが専門的な指導助言を行う。</p>	

<p>⑥障害福祉サービス等の質の向上【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する 	<p>【目 標】</p> <p>利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取り組みとサービスの質の向上を図るため第三社評価や障害福祉サービス等の情報公開制度の活用や研修体制の構築を図る。</p>	
<p>国の成果目標見直しの概要</p>	<p>第2期伊賀市障がい児福祉計画</p>	<p>《参考》第1期伊賀市障がい児福祉計画</p>
<p>⑦障がい児に対する重層的な地域支援体制の整備等【見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターを各市町村又は圏域に 1か所設置 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村又は圏域に 1か所確保 各圏域及び市町村において、医療的ケア児支援の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する 	<p>第5期計画期間中に児童発達支援センターが整備。今後は、こども発達支援センターが核となり支援体制強化を図ります。</p> <p>【目標値】</p> <p>⇒ 市で1か所整備済</p> <p>⇒ 市で1か所整備済</p> <p>⇒ 重症心身障がい児対象とする児童発達支援事業 1か所/圏域 放課後等デイサービス事業所1か所/市</p> <p>⇒ 医療的ケア児協議の場 1か所/圏域 医療的ケア児コーディネーター1人/市</p>	<p>【目標値】</p> <p>⇒市で1か所整備</p> <p>⇒市で1か所整備</p> <p>⇒伊賀圏域で1か所整備</p> <p>⇒市は、医療的ケア児を含め支援が必要な児童の協議の場を1か所設置 医療的ケア児支援のためのコーディネーターを1人配置</p>

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障害福祉人材の確保
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 障害者の社会参加を支える取組
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上

3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人～12.3万人に (H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
- ・ 退院率: 3カ月後 69%以上、6カ月後 86%以上、1年後 92%以上 (H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍
うち移行支援事業: 1.30倍、就労A型: 1.26倍、就労B型: 1.23倍(新)
- ・ 就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新)
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)

⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築